

6財 第 2687 号
令和 7 年 2 月 17 日

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

代表取締役 藤井 和夫 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

1 入札参加資格制限の期間

令和 7 年 2 月 17 日から 令和 7 年 3 月 16 日まで

2 入札参加資格制限の理由

貴社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められることから、建設業法第28条第1項及び第3項の規定に基づき、令和7年1月31日に近畿地方整備局より、指示及び営業停止命令の監督処分を受けた。

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の4（建設業法違反行為）に該当するため。

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

（事務担当 総務部入札監理課 電話024-521-7899）